

物価高騰対策事業者支援給付金を支給します

物価高騰の影響を受けている市内の中小企業や個人事業者などの負担軽減を図り、事業活動の継続を支援するため給付金を支給します。事業種別により給付内容や申請方法などが異なりますので、ご注意ください。

福祉・介護サービス事業者

- 対象
 - ① 介護サービス事業者
 - ② 障がい福祉サービス・障害児通所支援・相談支援事業所、児童養護施設、救護施設、ひきこもり者支援を行う法人
 - ③ 高齢者住宅施設運営事業者、訪問型サービスB・Dの事業者
 - ④ 保育園、認定こども園（該当する認可外保育施設を含む）
- ※ 4月1日時点で市内に所在し、過去1年間においてサービスの提供実績があることなど



給付内容

- 入所施設
 - 20万円
 - 入所施設以外の事業所など 10万円

申請方法

給付の対象となる事業者に対して、申請書類をメールなどで通知いたしますので、必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

申請期限

9月29日(金)

提出先・問い合わせ

- 〒648-1858 橋本市東家1-3-1 保健福祉センター内
- ① について 介護保険課 ☎ 33-1633
- ② について 福祉課 ☎ 33-3708
- ③ について いきいき健康課 ☎ 33-3705
- ④ について ことも課 ☎ 33-6102

商工事業者

- 対象

橋本市内で事業を営む個人事業者または中小企業に該当する法人事業者で、所得などの申告を行なっているもの。
- ただし、福祉・介護サービス事業者で物価高騰対策事業者支援給付金の請求者や農業者は対象外です。

給付内容

- 法人事業者 10万円
- 個人事業者 5万円

申請方法

窓口で配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送で申し込んでください。

申請書類は、市ホームページ（下の二次元コード）からも入手できます。



また、電子申請もできますので、ぜひ、活用してください。

電子申請について

下の二次元コードから申請できます。申請には、添付資料を用意する必要があります。詳しくは、市ホームページで確認してください。



申請期限

8月31日(木)

橋本ふるさと便（商工）事業補助金を支給します

物価高騰などで減退している消費を喚起するとともに、全国に橋本市産品を届けてPRするため、橋本ふるさと便（商工）の指定登録を受けた事業者が、国内の消費者に商工製品を送付する際（購入者から送料をいただかない場合に限る）の送料を補助します。

指定登録できる事業者

- 次の要件をすべて満たす中小企業者（個人農家を除く）
- 橋本市内に登記された本店もしくは主たる事業所を有する法人または個人事業者
- 橋本市内で製造または加工などを行い、自社の名前で販売している商品があること
- 直接、消費者に商品を送付することができること
- 橋本ふるさと便（農産物）の指定登録を受けていないこと

実施期間

指定登録後から令和6年2月15日(木)まで

補助額

対象送料全額。ただし、1事業者30万円が上限

販売方法

- オンラインショッピングモール
- 自社のオンラインサイト
- 自社店舗

送付先

国内の消費者
※企業への送付は対象外です。



指定登録の申請

7月18日(木)から受付を開始します。詳しくは、市ホームページを確認していただくか、産業振興課までお問い合わせください。
※予算上限に達し次第、受付終了となります。

提出先・問い合わせ

- 〒648-1858 橋本市経済推進部 産業振興課
- ☎ 33-11247

畜産飼料価格高騰対策 特別支援補助金

物価高騰や輸送コストの増加、世界的な穀物需要の増加に伴う配合飼料価格高騰の影響を受けた畜産農家に対して、補助金を支給します。

対象

橋本市内に本社の住所を有する畜産農家で令和4年度家畜飼養頭羽数調査に回答した畜産農家

補助額

令和5年度配合飼料契約数量の1t当たり600円以内

申請方法

補助対象者宛てに申請書類を郵送しますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で郵送してください。

※申請書類が届かない場合は、お問い合わせください。

申請期限

令和6年1月31日(木)

提出先・問い合わせ

- 〒648-1858 橋本市経済推進部 農林振興課
- ☎ 33-6113

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！

自宅や職場などに市や国などの行政機関の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、消費生活センター（☎33-1227）や、最寄りの警察署または警察相談専用電話（☎#9110）に相談してください。



申請相談窓口

申請受付や申請方法を相談できる窓口を設置しますので、ぜひ活用してください。

● 場所 市民会館2階 第3AB会議室

設置期間

7月3日(月)～14日(金)

※ただし、土・日曜日を除く

開設時間

・午前9時～11時

・午後1時～4時

提出先・問い合わせ

- 〒648-1858 橋本市経済推進部 産業振興課
- ☎ 33-11247